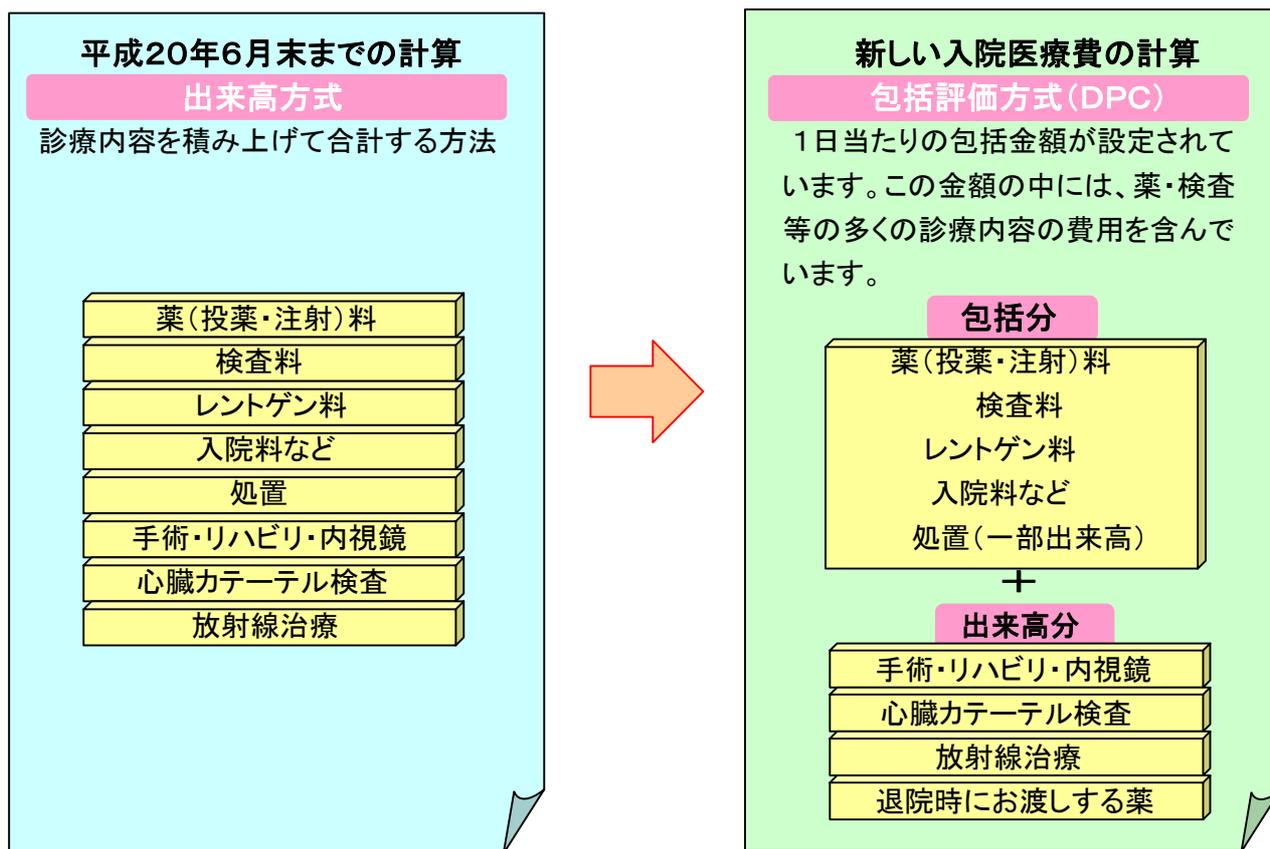


平成20年7月1日から 入院医療費の計算方法が 『包括評価方式(DPC)』に変わりました

『包括評価方式(DPC)』について

当院は、厚生労働省より『包括評価方式(DPC)』の対象病院に認可されました。これまで入院費につきましては、診療行為ごとに算定する「出来高払い方式」で計算しておりましたが、平成20年7月1日より、患者さんの病気の種類・診療内容にあらかじめ決められた1日当たりの定額部分と出来高による部分をもとに入院費を計算する『包括評価方式(DPC)』に変わります。

『包括評価方式(DPC)』は、厚生労働省が大学病院並びに国立病院等で実施している計算方法であり、薬・検査・レントゲンなどの多くの診療内容の費用を、以下のようにまとめて評価する計算方法です。



- 7月1日以降に入院される患者さんが対象となります。(一部除外例があります。)
- 健康保険などの一部負担金の割合は、今までと変わりありません。
- すべての患者さんの入院医療費が『包括評価(DPC)』にて計算されるのではなく、一部例外的に出来高計算の場合もあります。

ご不明な点並びにご質問がありましたら、1階 入院受付へお問い合わせ下さい。

DPCについてのQ&A

DPC対象病院とは、国の意向である医療の標準化・高品質の医療提供に向けて厚生労働省の事前調査に参加協力し、一定の基準を満たした後申請を行い、認可を受けた病院が対象です。

Q1 いつからDPC(包括評価方式)による計算方法に変わるのでしょうか？

A 平成20年7月1日以降に新規に入院された患者さんが対象となります。6月30日以前から入院されている患者さんについては、8月末までは従来どおり出来高払いによる計算となり9月1日分よりDPCによる計算になります。

Q2 DPCの医療費の計算方式とは、どういうものですか？

A これまでの、出来高払い方式とは、投薬・注射・検査・手術などの実績を積み上げて算定しております。

これに対して、DPCとは患者さんの病名・診療内容をもとに、処置・手術などの内容に応じて定められた1日当たりの診療群分類(1572分類)点数をもとに医療費を計算する方式です。

Q3 DPCでの医療費の計算は今までより高くなりますか、安くなるのですか？

A 診療分類によって、従来の出来高算定よりも高くなる場合や安くなる場合があります。また、入院期間(日数)に応じて段階的に1日当たりの医療費が変わる仕組みになっています。DPCでは入院される病名・診療内容・入院日数によって医療費が変わり、以前同じ病名で入院されていても、出来高算定で計算していた時の医療費とは単純に比較できない場合があります。

Q4 入院された方すべてがこの制度の対象となりますか？

A 基本的には入院されるすべての患者さんがDPCの対象となりますが、診療群分類に該当しない場合はこれまでどおりの出来高算定によって医療費を請求させていただきます。

なお、次に該当する患者さまは、DPCの対象外になります。

1. 労災・公災保険で入院された患者さん
2. 正常分娩、交通事故などの自由診療で入院された患者さん
3. 入院後24時間以内の死亡患者さん及び生後7日以内に死亡した新生児の患者さん
4. 自費診療で入院された患者さん
5. 治験対象の患者さん

Q5 入院医療費の支払方法はどのように変わりますか？

A 入院費のお支払いは、救急外来自動精算機及び1階自動精算機にてお支払いさせていただきます。なお、分娩による予納金精算の患者さんは、直接会計窓口にお問い合わせ下さい。

また、平成20年7月1日以降は、患者さんへの請求が、今まで月2回の定期請求(15日締めと月末締め)から月1回への定期請求(月末締め・翌月10日頃)と退院時に変わります。

なお、症状の経過や治療の内容によって、診断群分類が変更になった場合、入院日に遡って最終的な診断群分類が適用されます。(1回の入院につき1つの分類となります。)この為、月をまたがって入院されている場合は、退院時に入院初日から請求額を計算し直して過不足の調整をさせていただくことがあります。

Q6 高額療養費の取扱いはどうなりますか？

A 高額療養費制度の取扱いは従来と変わりません。

Q7 個室料並びに食料料はどうなりますか？

A 個室料、食料料の取扱いは従来と変わりません。